

番号制度と住民基本台帳ネットワークシステムについて

番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。社会保障・税・防災の各分野で番号制度を導入することとされている。

住民基本台帳ネットワークシステム等は「番号」の付番や本人確認等のために利用される不可欠の基盤とされている。

番号制度の仕組み住基ネットの関係

《「社会保障・税番号大綱」より》

◎番号制度の基盤構築には3つの仕組みが必要とされている。

①付番：住民票を有する全員に、新たに「番号」（マイナンバー）を最新の基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）と関連付けて付番する仕組み



- ・住民票コードと一対一で対応する「番号」生成
- ・番号生成は住基法上の指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人

②情報連携：複数の情報保有機関間において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を関連付け（紐付）相互に活用する仕組み



- ・各機関の情報を連携するための「情報連携基盤」を構築
- ・各機関が保有する基本4情報を住基ネットの基本4情報と突合
- ・情報連携基盤とつなぐ各機関は住基ネットを通じて基本4情報の提供を求められることができることを住基法に規定

③本人確認：個人等が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み



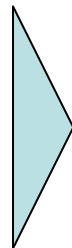
- ・住民基本台帳カードを改良したICカードを交付し、本人確認やオンラインでの認証に活用

番号制度の課題と対応

《「社会保障・税番号大綱」より》

懸念事項

- 個人情報の保護の必要性
 - ・国家管理（一元管理）
 - ・個人情報の追跡・突合
 - ・財産その他の被害発生



個人情報保護対策

- 制度上の保護措置
 - ・法令上の規制等の措置
 - ・第三者機関による監視・監督
 - ・罰則強化 等
- システム上の安全措置
 - ・個人情報の分散管理
 - ・「番号」を直接用いず符号を用いた情報連携
 - ・アクセス制御
 - ・個人情報及び通信の暗号化 等

今後のスケジュール

- H24通常国会 番号法案（マイナンバー法案）及び住基法一部改正等関連法案の国会提出
- H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- H27年1月以降 社会保障・税分野及び防災分野のうち可能な範囲から「番号」の利用開始

番号制度における情報連携のイメージ

